

業務請負契約書(案)

- 1 業 務 名 令和7年度公共事業労務費調査業務(〇〇地区)
- 2 納入場所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号
関東森林管理局
- 3 履行期間 令和 7年 月 日から
令和 8年 1月30日まで
- 4 請負代金額 ￥.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥.-)

頭書業務について、支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典を発注者、 を受注者とし、次の条項により請負契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号
支出負担行為担当官
(氏名) 関東森林管理局長 松村 孝典

受注者 (住所)

(氏名)

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書及び工種別数量内訳書に基づき頭書の請負金額をもって履行期限内に、業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書、数量内訳書に明記されていない仕様等があるときは、発注者及び受注者が協議して定める。
- 3 前項の規定は、第6条の規定により請負業務の内容を変更した場合における処理についても準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約のよって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または継承させてはならない。
- ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託の制限及び承認手続)

- 第3条 受注者は、請負業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、請負業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ別紙様式1に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

(業務の処理状況報告)

第4条 発注者は、必要がある場合は、受注者に対して請負業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(実施責任者)

第5条 受注者は、頭書の請負業務を行うに当たり調査員の中から実施責任者を定め、発注者に通知しなければならない。

(内容の変更及び一時中止)

第6条 発注者は、必要がある場合は、請負業務の内容を変更し、又は一時中止の処置をとることができるものとする。

2 発注者は、請負金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めることができる。

3 前項の場合において、受注者が損害を受けたとき発注者は、その損害を賠償しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により請負金額を変更する場合は、変更する調査数量に応じ発注者及び受注者で協議してこれを定めるものとする。

(期限の延長)

第7条 受注者は、その責に帰することのできない事由により履行期限までに請負業務を完了することができないと明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して書面をもって定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第8条 受注者は、請負業務を完了したときは、その旨を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内にその検査を完了しなければならない。

3 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく成果品一切を発注者に引き渡すものとする。

4 受注者は、発注者より第2項の検査に合格しない旨の通知を受けたときは直ちにこの補正をし、発注者に補正完了届けを提出してその検査を受けなければならない。

この場合においては第2項及び第3項を準用する。

(請負代金額の支払)

第 9 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、発注者に対して請負金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による適法の支払い請求書を受領した日から 30 日以内に請負金額を支払わなければならない。

(発注者の解除)

第 10 条 次の各号の 1 に該当する事実があったときは、発注者は契約を解除することができる。

- 1 受注者がこの契約条項に違反したとき。
- 2 受注者の責に帰すべき事由により履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(受注者の解除)

第 11 条 次の各号の 1 に該当する事実があったときは、受注者は契約を解除することができる。

- 1 発注者の指示による中止期間が履行期限の $1/2$ 以上に及んだとき。
- 2 発注者の指示による変更のため請負金額が頭書金額の $1/3$ 以下になったとき。
- 3 その他発注者の責に帰すべき事由、及び天災その他不可抗力の災害等のために請負業務を続けて行うことが不可能になったとき。

(損害の負担)

第 12 条 請負業務実行途上に発生した損害(第 3 者に及ぼした損害を含む)は、受注者が負担するものとする。

ただし、その損害が発注者の責に帰する場合、又は天災不可効力の場合で受注者が善良な管理義務を行ったと認められるものについては、発注者が負担するものとし、その額は発注者及び受注者で協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第 13 条 受注者の責に帰すべき理由により履行期限内に請負業務を完了することができない場合において、履行期限後相当の期限内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、請負金額に対して遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率で計算した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき事由により請負金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（違約金）

- 第 14 号 第 10 条の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は請負金額の 1/10 を違約金として、発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

（秘密の保持）

- 第 15 条 受注者は請負業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は請負業務の処理上知り得た秘密を当該業務以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、当該調査にかかる一切を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（契約外の事項）

- 第 16 条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（債権債務の相殺）

- 第 17 条 発注者は、この契約により、受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは請負金額と相殺することができる。

（特約事項）

- 別紙 1 のとおり

(別紙様式 1)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 殿

(受注者)

住所

氏名

令和 年 月 日付けで締結した令和 7 年度公共事業労務費調査業 (〇〇 地区) について、下記のとおり再委託したいので、業務請負契約書第 3 条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 2 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第 1 条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。